◇介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一一三号）（厚生労働省）

1　介護保険の令和三年度から令和五年度までの計画期間における財政安定化基金拠出金の額の算定方法等の特例を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一一四号）（厚生労働省）

1　令和四年四月以降の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額を改定することとした。（本則関係）

2　令和四年三月以前の月分の特別障害給付金について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第一一五号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係

令和四年度における国民年金の保険料の追納に関する加算率を改定することとした。（第一〇条関係）

二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

令和四年度における国民年金法による老齢福祉年金の一部支給停止額等を改定することとした。（第五二条、第九四条、第一一七条及び第一三六条関係）

三　国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正関係

令和四年度における国民年金法に規定する改定率及び保険料改定率、厚生年金保険法に規定する再評価率、国民年金法等の一部を改正する法律に規定する従前額改定率等を改定することとした。（第一条、第二条、第四条及び第六条関係）

四　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正関係

令和四年度に支払われる時効特例給付に係る保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の額の計算に用いる加算率を改定することとした。（第二条、第四条及び附則第二条第二項関係）

五　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第五条関係）

六　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一一六号）（総務省）

1　令和四年度における恩給改定率を〇・九八六とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一一七号）（厚生労働省）

1　障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る令和四年度における改定率は、〇・九八六とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（政令第一一八号）（財務省）

1　国家公務員共済組合法施行令（昭和三三年政令第二〇七号）及び関係政令について、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四〇号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第三条関係）

2　令和三年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二八年政令第一三〇号）について、令和四年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定を行うこととした。（第四条関係）

3　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（政令第一一九号）（総務省）

1　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三七年政令第三五二号）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二七年政令第三四七号）について、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四〇号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条及び第三条関係）

2　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二三年政令第一五一号）について、令和四年度における厚生年金の再評価率の改定に併せて地方議会議員の年金の額を改定することとした。（第二条関係）

3　令和三年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二八年政令第一三二号）について、令和四年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定を行うこととした。（第四条関係）

4　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（政令第一二〇号）（文部科学省）

1　年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、私立学校教職員共済法第二五条において準用する国家公務員共済組合法附則第一三条の二第一項ただし書に規定する政令で定める給付を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二一号）（厚生労働省）

1　令和四年四月以降の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の給付基準額を改定することとした。（本則関係）

2　令和四年三月以前の月分の年金生活者支援給付金について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。